

■ **変更事項確認書(変更・廃止)の届出に係る提出書類一覧(産廃・特管)**

※この一覧に掲げる書類は、更新又は事業範囲変更許可申請と同時に届出する場合の提出書類です。

令和6年7月1日から適用

提出書類	
変更事項確認書(様式2)への添付書類	
個人事業主又は法人の住所の変更 ※住居表示の変更を含む。	添付を要さない
個人事業主の氏名又は法人の名称、組織の変更	添付を要さない ※許可申請書に添付する 住民票 (以上、個人の場合)、 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (以上、法人の場合)は、変更前後の内容が確認できるものを添付すること。
役員、株主、出資者、政令使用人等の変更	新旧対照表(様式3) ※許可申請書に添付する 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) は、新たに就任した役員の就任年月日が記載されているものを添付すること(役員の変更の場合)。
事務所の所在地の変更	① 運搬施設の概要(様式6号の2(第2面)) ② 変更後の事務所の案内図(付近の見取図を添付)
運搬車両等、運搬機材の変更	① 運搬施設の概要(様式6号の2(第2面)) ② 新たに登録する運搬車両等の写真(様式6号の2(第6面)) ※①に記載した順に綴り込むこと。 ③ 新たに登録する車両等の所有権(使用権原)を有することを証する書類(注) ・ 車両等の検査証の写し (届出日に有効期間内にあるもの。) ※該当する車両等写真の次に綴り込むこと。 ・ 賃貸借等の場合は、検査証に車両等の賃貸借契約書等(船舶の場合は裸備船契約書又はこれに準ずる備船契約書)の写しを添付 ・ ディーゼル車規制対象車両は、検査証に粒子状物質減少装置装着証明書の写しを添付。 ④ 新たな機材等の構造略図(必要に応じて添付) ※②～④は、許可申請書に添付してあるものは添付を要さない。この場合、「①運搬施設の概要」の該当欄の余白部分に「写真等略」と記載すること。
駐車場等の変更	① 運搬施設の概要(様式6号の2(第2面)) ② 変更後の駐車場の案内図(付近の見取図を添付) ③ 変更後の駐車場の所有権(使用権原)を有することを証する書類(注) ・ 駐車場に係る土地の登記事項証明書 (申請者の所有地の場合。届出日前3ヶ月以内に発行のもの)又は 土地等の賃貸借契約書等の写し (駐車場が借地等の場合) ④ 変更後の埠頭の使用権原を有することを証する書類 (船舶を使用する場合)
従業員数	添付を要さない
事業の一部廃止(事業範囲の縮小)	添付を要さない

電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」を添付

※優良産廃処理業者で、現許可証に水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等の取扱いの記載がない場合、「変更事項確認書(様式2-2)」に添付してください(令和6年9月30日まで適用)。

変更事項確認書(様式2-2)への添付書類	
水銀廃棄物について	※水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等の取扱いを記載。 ① 取扱いがある場合は、使用する容器等の写真を添付。(様式第6号の2(第7面))

注 申請者は、継続して施設の使用権原を有している必要があります。車両等の使用権原を証明する書類は以下のとおりです。

＜車両の使用権原＞

- 車両の使用権原は、自動車検査証で証明しますが、使用権原があると認められるのは、次の場合です。
- ①自動車検査証の使用者(所有者欄のみに記載があるときは所有者)と申請者が同じであるとき。
 - ②使用者等と申請者が異なるが、両方で車両の賃貸借等契約(使用貸借のときは承諾書でも可)が締結されているとき。
この場合、契約書等には、次の事項が明記されていることが必要です。
・対象車両の登録ナンバー
・賃貸借等の期間(1年以上)
・申請者の産業廃棄物収集運搬業の用に供すること(明記されていない場合は、その旨の承諾書も添付)。
- ※同一車両を複数の事業者によって重複使用(二重登録)することは認められていないので、賃貸借等期間が満了したとき又は他の事業者が使用する場合は、当該車両の使用を廃止する旨の変更届出書を提出する必要があります。
なお、重複使用や単なる名義上の申請である等その使用実態に疑義があり、又は不法な使用を助長する恐れがある場合は、使用が認められないことがあります。
- ※電子車検証が発行されている車両については、「自動車検査証記録事項」を提出すること。

＜船舶の使用権原＞

- 船舶の使用権原を証明する書類は、船舶検査証、裸備船契約書、裸備船契約に準じた備船契約書のいずれかに限ります。
なお、「裸備船契約に準じた備船契約」とは、概ね次の内容が盛り込まれている備船契約をいいます。
- ・船主は、その属する乗組員に対する労務供給請求権を備船者へ譲渡すること。
 - ・乗組員は、備船者の指揮監督の下に備船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うこと。
 - ・船主は、備船契約期間中は他の契約に応じないこと。

＜駐車場の使用権原＞

- 申請者以外の者が所有者の場合は、賃貸借等契約書(使用貸借のときは承諾書でも可)により使用権原を証明します。
この場合、当該契約書等には、次の事項が明記されていることが必要です。
- ・賃貸借等土地の所在地(駐車場案内図に表示した地番と一致すること。)、面積等
 - ・賃貸借等の期間(1年以上)
- なお、当該契約が書面によらない場合は、自動車保管場所証明書(警察署発行のもの)又は保管場所標章交付申請書の写しを添付してください。